

鉄道強風対策協議会の構成員（敬称略、順不同）

羽鳥 光彦	気象庁 総務部 企画課長
藤部 文昭	気象庁 気象研究所 予報研究部 第三研究室長
松本 陽	独立行政法人 交通安全環境研究所 交通システム研究領域長
内田 雅夫	財団法人 鉄道総合技術研究所 理事
熊谷 則道	財団法人 鉄道総合技術研究所 研究開発推進室長
笹子 稔	社団法人 日本鉄道運転協会 専務理事
一条 昌幸	北海道旅客鉄道株式会社 取締役 鉄道事業本部副本部長 兼 安全推進部長
牛島 雅隆	東日本旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 安全対策部長
青柳 俊彦	九州旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 安全推進部長
渡邊 正美	東京地下鉄株式会社 鉄道本部 安全・技術部長
三枝 紀生	京成電鉄株式会社 常務取締役 鉄道本部長 (社団法人 日本民営鉄道協会 運転部会長)
山下 廣行	国土交通省 大臣官房 技術審議官（鉄道担当）

（参考）経緯

平成 18 年 1 月 13 日 第 1 回 会議
 2 月 1 日 第 2 回 会議
 ～ （実務者レベルによるワーキング・グループで検討）
 7 月 24 日 第 3 回 会議
 ～ （実務者レベルによるワーキング・グループで検討）
 9 月 12 日 「中間取りまとめ」

国鉄技第 187号
国鉄施第 99号
平成18年3月3日

各地方運輸局 鉄道部長 あて
沖縄総合事務局 運輸部長 あて

鉄道局

安全対策室長

施設課長

鉄道における当面の強風対策の指示について

平成17年12月25日に発生したＪＲ東日本・羽越線事故に鑑み、全国の鉄軌道事業者に対して指示した風速計に係る緊急総点検の結果を踏まえ、当面の強風対策の実施を指示することとしたので、下記のとおり管下鉄軌道事業者を指導されたい。

記

1. 実施項目

- (1) 気象台の助言等を踏まえ、沿線の「風の通り道」等について再確認を行い、必要に応じ、風速計の新設・増設・移設を行うこと。
- (2) 風速計の測定値が運転規制の基準値を超えた場合に、警報を発する機能を有していない既設の風速計については、警報機能を付加すること。
- (3) 平均風速により運転規制を行っている事業者においては、瞬間風速による運転規制に変更すること。
- (4) 風速計の点検・整備に係る規定を有していない事業者においては、規定を作成すること。

2. 実施期限

ＪＲ、大手民鉄及び公営地下鉄については平成18年11月末までに措置し、それ以外の中小民鉄等については平成19年度末までを目途に措置すること。
ただし、1.(4)については、全事業者において直ちに措置すること。

3. 整備計画の作成

具体の整備計画を作成し、平成18年5月31日までに報告すること。